

## 「鳥取県森林経営管理支援センター」の取組と成果について

市町村の森林経営管理制度を活用した森林整備の推進を支援するため、令和5年4月に公益財団法人鳥取県造林公社（以下「公社」という。）に設置した「鳥取県森林経営管理支援センター（以下「センター」という。）の令和5年度の取組成果および令和6年度の取組について報告します。

### 1 令和5年度の取組と成果

<間接的支援>

- (1) 『市町村森林整備カルテ作成業務』（県委託）による経営管理制度で整備すべき森林（発災・被災リスク高）の絞り込みを行うとともに、長期的な整備スケジュールを作成しました。  
→多くの市町で、整備の優先度の指標として活用をいただいています。
- (2) 制度推進の課題となっていた『意向調査の外部委託に係る標準歩掛』が無いことについて、県内の過年度の実施状況、他県での事例等を分析・検討し、県版参考歩掛・仕様書として策定（R5.10.4通知）しました。  
→東部・西部地域の市町を中心に、本歩掛を活用した業務発注が増えてきています。
- (3) 将来的な地籍との二重投資とならず、且つ迅速に行える『リモセン手法を活用した境界明確化作業に係る歩掛及び仕様』の整備を行い、県版参考歩掛・仕様書として策定（R5.11.1通知）しました。  
→制度推進に当たって境界の明確化が重要であり、リモセン境界明確化に取り組む市町が増えてきています。（R6：倉吉市、岩美町、R7検討中：琴浦町、南部町、伯耆町）

<直接的支援>

- (4) 市町村から所有者意向調査、現地調査、森林整備に係る積算・発注・監理などの実務的な業務を受託し、本制度の県内の実行体制の底上げを行っています。R5年度は4市町（鳥取市、大山町、南部町、伯耆町）の意向調査業務及び、八頭町直営の森林整備業務（切捨間伐）の監督業務について受託しました。

市町村	区分	内 容	受託金額 (円)
鳥取市	意向調査	鳥取市佐治町加茂・余戸地内（約245ha）	4,727,800
大山町	〃	大山町加茂地区（約267ha）	1,316,700
南部町	〃	南部町八金地区（約79ha）	1,601,600
伯耆町	〃	伯耆町福岡地区（約56ha）	1,131,900
八頭町	監督業務	八頭町山田・山路・花原・大坪・延命寺・別府の一部	682,000
計			9,460,000

### 2 令和6年度の取組

<間接的支援>

#### (1) 経営管理権集積計画作成歩掛の策定

意向調査の次のステップとなる『経営管理権集積計画作成に係る外部委託歩掛』についても未整備であることから、同種業務を実施している森林組合へのヒアリングを踏まえつつ歩掛・仕様書を策定（R6.11.20通知）しました。

#### (2) 森林クラウド林地台帳更新支援

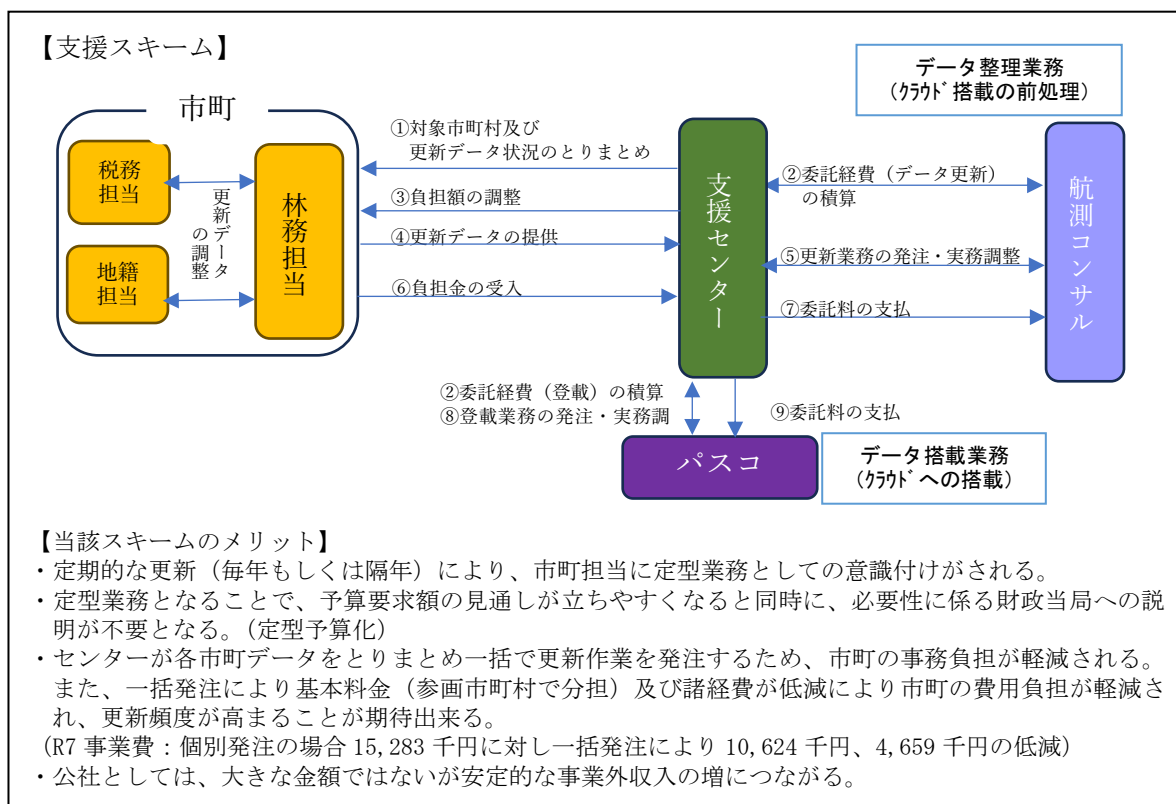
林経営管理制度に係る意向調査等において重要なリソースとなる林地台帳（登記情報、現所有者情報等を管理）は、時間経過とともに更新作業が必要となります。

しかしながら、市町毎の更新に係る意識レベルのバラつきや、単年度分データのみでの更新作業は基本料金が割高になる、マンパワー不足等の理由で定期的な更新が行われておら

ず、施業集約化や意向調査等を行う上での支障が顕在化しつつあります。

林地台帳の正確な記載の確保は市町村事務として森林法に規定されており、県は関与しないことから、センターが林地台帳の更新を支援するスキームの検討を行いました。

下記スキームでの実施を市町へ提案・説明し、調整を図ったところ、令和7年度は森林クラウドを導入している17市町中、8市町が参画を予定しています。



<直接的支援>

### (3) 森林経営管理支援センター運營業務（県委託）

昨年度作成した市町村森林整備カルテのフォローアップ、リモセンを活用した森林境界明確化等の推進サポート等、県普及員と連携し経営管理制度全般に係る市町への指導・助言を行っています。



[参考]

### ○森林経営管理制度の概要

森林経営管理制度は、手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度として令和元年度から始まりました。

### ○森林環境税と森林環境譲与税の概要

パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、**森林環境税**及び**森林環境譲与税**が創設されました。**森林環境税**とは、令和6年度から個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって**森林環境譲与税**として県・市町村へ譲与されます。県・市町村は譲与税を活用して森林の機能を十分に発揮させるため、間伐などの適切な森林整備を行っています。

なお、森林環境譲与税は地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、令和元年度から配分が始まっています。